



マル ケー!
OK!

武蔵野商工会議所

少額融資
(50万円位)の
実績多数
(限度額2,000万円まで)



市役所からの
利子補給[※]

※利子補給は、所定の要件があると共に、予告なく変更される場合がございます。(詳細は担当者にお尋ねください。)



資金調達をお考えの
街の小規模事業者のみなさま!

武蔵野商工会議所

マル経融資
のご案内

低金利

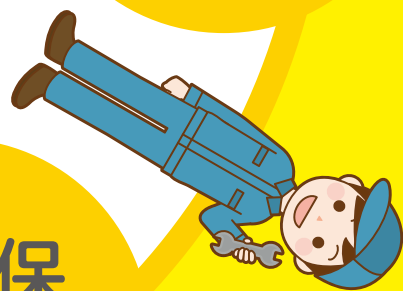
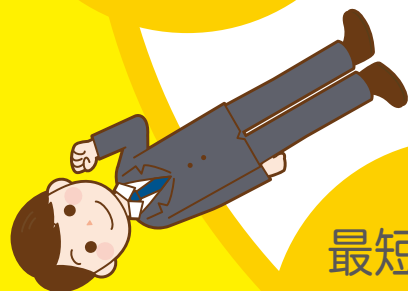
(1.21%) ※令和3年4月1日現在

保証人不要

公庫と連携で
融資実現に向けた
コーディネートカ

最短2週間で
送金!
(所定の要件あり)

無担保
でもOK!



域内トップクラスの実績で年間100件以上をコーディネート

平成28、令和2年度に日本商工会議所から「マル経資金関係表彰」を受賞

ご利用いただいた事業者のみなさまの声

新規事業の資金調達ができました!

新規事業の資金調達を相談しました。お金の借り方について迅速丁寧なご対応を頂きました。おかげ様でスムーズな資金調達ができ、とても助かりました。

(飲食店)

運転資金不足が解消しました!

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が急激に減少してしまいました。回復の見通しが立たず、人件費や家賃支払い等資金繰りの不安が大きいことを相談したところ、迅速に対応して頂いて、借入が決定されました。終息がいつになるかわかりませんが、今後の事業継続に希望を持つことができました。

(美容業)

適切な資金繰りのタイミングを教えてくださいました!

新型コロナウイルスの影響を鑑みて、早めに資金手立てをしておいた方が良いと、アドバイスを頂いて、安全な資金確保を行うことができました。私の友人で他にも困っている事業者がいるので、困ったらまずは相談に行かれるように声をかけたいと思っています。

(生花店)

詳しくは裏面をご覧ください▶

マル経融資制度

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)は、市内小規模事業者の経営を応援するために商工会議所の推薦に基づき、無担保・無保証・低金利で融資される日本政策金融公庫の融資制度です。

融資限度額 2,000万円 [※] ※融資金額が1,500万円を超える場合は、事業計画書等の作成が必要となります。	返済期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (据置期間/1年以内) (据置期間/2年以内)	担保保証人 不要 (保証協会の保証も不要です)
--	--	---

- マル経融資の年利は固定金利です。利率は金融情勢によって変わることがあります。
 - 利子補給は、商工会議所を通じ武蔵野市より所定の要件等のもと助成されます。(利子補給金の要件等についてはお申し込みの際にお尋ね下さい。なお、利子補給金は半年に1回キャッシュバックされます。)
- 令和3年4月1日現在

マル経融資は、このような時にお役立ていただけます。 融資実行の流れ

運転資金として <ul style="list-style-type: none">● 買掛金の決済資金としたい。● 受け取り手形のサイトが延びて繋ぎ資金としたい。● 新たに従業員を採用したい。● 賞与などの一時的な支払資金としたい。● 季節資金として利用したい。 ※借入金返済のためには利用できません。	設備資金として <ul style="list-style-type: none">● 工場・店舗の新設や増改築をしたい。● 車両、機械が古くなったので買い替えたい。● 店舗の保証金として利用したい。● 高性能の機械や事務機器を導入したい。
---	--

※その他、追加書類が必要な場合がございます。

お申し込み時の提出資料

個人事業主の方 <ul style="list-style-type: none">● 直近の所得税、事業税、消費税、住民税の納税証明書● 借入推薦依頼書(所定用紙)● 前期・前々期の青(白)色決算書、確定申告書(控)● 現在の借入金の返済一覧表● 見積り、カタログ等(設備資金)● 決算後6ヶ月以経過している場合は間近の試算表	法人の方 <ul style="list-style-type: none">● 直近の所得税、事業税、消費税、住民税の納税証明書、発行後3ヶ月以内の会社の登記簿謄本
初回利用者の方 (個人事業主・法人共通)	● 土地・建物を所有している場合には、発行後3ヶ月以内の不動産登記簿謄本(法人の方は代表者含む)

ご利用いただける方

- 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主の方。
 - 商工会議所の経営指導員による経営指導を6ヶ月以上受けている方。(初めての方はまずご相談ください。)
 - 所得税、法人税、事業税又は都民税もしくは市民税について、納期限の到来している当該義務納税額を完納している方。
 - 原則、武蔵野市内で最近1年間以上事業を行っている方。
 - 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方。
 - 融資の実行にあたっては審査があります。
- ※審査の結果、ご希望にそえない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

下記の申込書に必要事項をご記入の上、**FAXまたはメール**にてお申込ください。お電話でもお受けいたします。
折り返し当所より連絡し、融資の内容等について確認させていただきます。

お問い合わせ 企業支援部 TEL **0422-22-3631** E-mail **soudan@musashino-cci.or.jp**

〈FAXの場合は、このまま切らずに送信してください。〉

武蔵野商工会議所 企業支援部 行

令和 年 月 日

マル経融資 相談申込書

FAX **0422-22-3632**

事業所名			
所在地	〒		
電話番号		担当者名	